

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成25年6月13日(木)午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第一会議室
- 3 参加者等

司会者 三 浦 透(東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 若 園 敦 雄(東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 中 島 経 太(東京地方裁判所刑事部判事)
検察官 横 田 希代子(東京地方検察庁公判部副部長)
検察官 松 本 朗(東京地方検察庁公判部検事)
検察官 大 牧 元(東京地方検察庁公判部検事)
弁護士 柴 田 勝 之(第二東京弁護士会所属)
弁護士 西 畑 博 仁(第一東京弁護士会所属)
弁護士 栗 原 稔(東京弁護士会所属)

裁判員経験者6名は、着席順に「1番」等と表記した。

なお、裁判員経験者2番は欠席した。

4 議事概要

司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。

私、本日、司会を務めさせていただきます東京地裁の裁判官の三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回おいでいただきました裁判員経験者の方々は、いずれも薬物関係の事件を担当された方々でございます。まず、私からどのような事件を担当されたかということをお話しした上で、お一人ずつ裁判員を務められた感想をお聞かせいただきたいと思います。

なお、今日は検察庁、弁護士会、裁判所からもたくさんの方、それから報道関係者の方もおいでいただいております。皆さんの意見を聞いて、これを

真摯に受け止めて、これからの裁判員裁判の改善に役立てていこうという気持ちですので、どうぞ思ったことを遠慮なく、ずばずばと行っていただければと思います。

まず1番の方の事件ですけれども、この事件は、被告人が台湾から覚せい剤を隠し入れたスーツケースを携帯して航空機に搭乗して、羽田空港でこの覚せい剤が発見されたという覚せい剤取締法違反、関税法違反の事件で、被告人が覚せい剤の存在を認識していたか否かが争点で、結論としては有罪、職務従事期間は4日間だということです。

それでは、御感想をお願いいたします。

1番

よろしく申し上げます。2年前のことなので自分の頭の中で思い出しながらなんですけど、非常に短かったというのが率直な感想です。

今から私が申し上げるのはあんまりいい意見にならないかもしれませんが、この裁判自体が非常にもう明確で、4日間というのは、裁判員制度において審議を短縮化するというのは非常によく分かるんですけど、この裁判の被告は、あってはならない覚せい剤の違法の入手、輸入なんですけど、何かもう最初から覚悟を決めていたといいますか、潔いという言葉は被告に対して非常に失礼な、よくない言葉だと思うんですけど、そういうのが見えていて、そういう意味で、もう少し量刑をバトルしたかったと。

それと、もう一つは、この弁護人さんが全くファイトを持っていなかったといいますか、ただ単に事務的な処理で終わってしまった。

せっかく選ばれたのであれば、私なりの経験値といいますか、そういうことも含めて言いたかった。それを非常に感じて帰った記憶がございました。

司会者

ありがとうございます。

4日間ということが、かなり短く感じたということですかね。

1 番

そうですね。

司会者

評議の時間が短かったという印象をお持ちなわけですね。

1 番

はい。

司会者

ありがとうございました。

続きまして、2 番の方が欠席ですので3 番の方に伺いますが、3 番の方の事件は、夫婦である被告人2 名が共謀の上、営利の目的で覚せい剤を所持したということと、あわせて覚せい剤を製造したということで起訴されまして、犯人性、共謀、営利目的が争われて、所持については有罪となりましたけども、製造については結論として無罪、職務従事期間は1 1 日間と伺っております。

それでは、感想をお願いいたします。

3 番

裁判員の連絡がありまして、期間が2 週間ということで、初め4 日から5 日ぐらいかなと思っていたのに2 週間ということで、ちょっとどんなものなのか心配だったんですね、内容が。始まって、覚せい剤の製造と所持ということで、殺人事件とかじゃなくて、幾らかちょっと安心したんですけども、体力的に2 週間、毎日続けられるか心配だったんですね。でも、やってみて、見るもの聞くもの全て今までの人生で経験のしたことないことで、またこれからも経験することがないようなことだったので、かえって何かやりがいがあるというか、おもしろいと言っては変ですけども、引き込まれていくような感じで2 週間、無事務めさせていただいたんですけども、判決を出すのに、人生に重大なことなので、すごく本当に考えさせられて、こんな深く

考えたことはもう今までにないぐらいいろいろ深く考えさせられたんですけども、私にとってはすごくいい経験だったと思います。

司会者

ありがとうございます。2週間というのは、なかなかハードな日程だったとでしょうけれども、月曜日から金曜日までずっと続けてやっていただいたということですか。

3番

そうですね。10時から5時までずっと法廷に10日間ぶっ続けで出ていたものですから、かなりすごく緊張しますね。それで、少しでも聞き逃しちゃったら最後の判決にかなり影響しますから、もうあんなにメモするのは初めてぐらい、かなりメモして、耳もちょっと聞こえづらくなっているところもありますので、すごく神経使って法廷に出たんですけども、それ以上にすごくいい経験できたかなと思っています。

司会者

ありがとうございます。

続きまして、4番の方ですけども、この事件は、被告人が共犯者に香港から覚せい剤の入った健康食品の缶をスーツケース内に隠して持ち込ませて、羽田空港でこの覚せい剤が発見されたという覚せい剤取締法違反、関税法違反の事件で、被告人は共犯者と共謀しておらず、無罪であると主張し結論としては有罪、職務従事期間は9日間と聞いております。

では、感想をお願いいたします。

4番

まず一番最初に連絡をいただいたとき、候補の中に自分が入っていたということをすっかり忘れていたところだったのでびっくりしたというのと、期間を聞いて、ちょっと長いなと思ったので、正直面倒くさいなというのもありました。

ただ、友達に裁判員の経験者が一人いたので、その方に、もうぜひ行ってきたほうがいいって勧められたんですね。主人にも、こんな経験は希望してもできるものではないから行ったほうがいいんじゃないかと言われてまして、職場のほうにも相談したんですけども、職場の中で裁判員に選ばれて行ったというのが私が第1号だったんですね。どういうものなのかということをお話をしましたら、職場のほうでもすごく積極的に、ぜひ行ってきなさいということで勧められたので、それで、じゃあということで重い腰も上がったという感じでした。

やっぱり、自分がその間ずっときちんとして来られるのかどうかというのが一番心配なところで、実際に私たちと一緒に裁判員をやった方が、1日どうしても体調不良で来られなくなったということもあったので、自分は何とか最後まで務められたのでよかったんですけども、やっぱりちょっと毎日というので、ああいう緊張した、全く日常と違う場所でいなきゃいけないというのは、かなりのストレスが実はあったんじゃないかなとは思っています。

実際に裁判員の経験をしたこと自体は、自分の人生の中ではすごくいい経験をさせていただいたなと思います。新聞とかそういうのも自分で読んでいて今までと何か見方がちょっと変わってきたなとも思いますし、裁判とか、こういう場所とかも、自分とは全く無関係な場所だと思っていたのが、そうでもないということが分かったので、ちょっと見方が変わってきたなというのはすごく感じています。

司会者

ありがとうございました。期間中、体調を崩さないために何か気をつけたことはありましたか。

4番

ちょうど冬の時期だったので、出入りするのにも、事件が事件だったということもあったので、変装ではないんですけども、結構みんなマスクをしか

りとかけて来たりとかしていましたね。着込んだりとかもそうなんですけど、そのくらいですかね。

司会者

ありがとうございます。

それでは、次に5番さんですけれども、5番さんは、4番さんと同じ事件を担当されたということですね。

感想をお願いいたします。

5番

裁判員の候補者の通知が来まして、連絡が来ましたときも、2週間という期間に余り長いという不安は覚えなかったんですけれども、それよりも事件の内容が、もし、殺人事件などでちょっとむごい写真を見せられたら、その後どのように影響するかというのが一番心配でした。

こちらの選任の日に、最初に、どのような事件を扱うかということが表示されていて、そこで殺人事件ではなくて覚せい剤だということが分かりまして、まずほっとしたのを覚えています。

ただ、日常余りかかわりのない事件でしたので、理解が難しいこともありましたが、裁判員を務めたことで後に後遺症が残るとか、いろいろ気持ちの上での負担になったということは、殺人事件の写真を見せられるようなことと比べればなかったと思います。

ただ、この事件はちょっと組織的なものでしたので、出てくる場所が自宅の近くがとても多かったので、普段行き会ってしまったらどうしようかという不安をかなり真剣に、最初のうちは思いました。

また、法廷で被告に向き合うのもそうなんですけど、傍聴席にその関係する方々が来られていて、そちらを向いているものですから、顔を覚えられたらどうしようかという心配がかなりありました。

それは多分、裁判員をされる方、皆さん、最初心配されたんだと思うんで

すが、評議のお部屋に戻りまして、裁判官が、まず被害に遭うことはありませんということを説明してくださったので、一応安心はしましたけれども、これがもし東京ではなくて、もう少し人口の少ない地方の裁判所で行われた場合は、顔を合わせる可能性も高くなってしまっているのではないかと思いますので、その点はちょっと今でも不安になるのではないかと考えております。

普段裁判や法律のことは余り関心を持たずに生活していたんですけども、裁判員を経験させていただいて、司法の世界というのがどのようなものかというのを、ちょっとだけのぞかせていただいた、いい経験をさせていただいたと思っています。そのおかげで、その後、新聞でも裁判の記事などにも目が行くようになりまして、少しだけ視野が広がって、いい経験をさせていただいたと思いました。

司会者

ありがとうございます。実際に裁判所に来て、こういう事件だということを知るまでは、やはりいろいろ不安は多かったわけでしょうかね。

5 番

そうですね。

司会者

周りの方とかも、そういう話はされたんですか。殺人事件だったら嫌だねとか。

5 番

はい。職場の上司に、こういうわけでお休みをいただくかもしれないとお話ししたときに、殺人事件やかなり後で心に残ってしまうような写真を見せられるかもしれないから、何とか抽選に外れるといいねとかだけは言われたんですけども、実際には事件がそうではなかったもので、その点は安心しましたが、そういうことに不安を感じる方が、多分多くいらっしゃるのではないかと思います。

司会者

ありがとうございました。

続きまして、6番の方ですが、この事件は、被告人がマレーシアからヘロインを含有するものを繭玉状の固形物に小分けして飲み込んで航空機に搭乗して、羽田空港でこのヘロインが見つかったという、麻薬及び向精神薬取締法違反、関税法違反の事件で、被告人がこの繭玉状の固形物を飲み込んだ際に、中身がヘロインを含む違法な薬物かもしれないという認識があったかどうか争点、結論としては有罪、職務従事期間は6日間ということですね。

では、感想をお願いいたします。

6番

私のときの裁判員は、幅広い年齢の方がいらっしゃいました。皆さん麻薬に対しての考え方が余りに違うんでびっくりしました。その相違で、これから先どうなるのかなと思いながら過ごしていました。はっきり言って、とてもつらくて、明日行きたくないなと思うようなときもありました。

やってみて、つらかったこともありましたが、達成感を得られこの5日間は有意義だったので、また、こういうのが裁判員なのかなって思うことができ、初めは裁判員制度って、なんでこんなことやらなくちゃいけないんだとか思ったんですけども、こういうのが必要なんだなって、そのとき思いました。

司会者

ありがとうございました。世代が非常に幅広く、いろんな方がいらしたということですか。

6番

はい。

司会者

麻薬に対する考え方、それ以外についても、やっぱり世代によって考え方

とか違うところもあったでしょうかね。

6 番

はい，違いますね。被告人の方が50歳だったので，若い方はおじいちゃん，かわいそうっていう感覚なんですけど，私は同年代なので，同じ時代を生きた者として，こんな甘い考え方じゃなくってという考え方を持ちました。

司会者

ありがとうございました。

それでは，次に7番の方ですが，この事件は，被告人が共犯者と共謀の上，オランダから覚せい剤を隠し入れた航空小包郵便物を被告人の実家あてに郵送させて，税関検査でこの覚せい剤が発見されたという覚せい剤取締法違反，関税法違反の事件で，本件は郵便物の中身が覚せい剤であることの認識があったか，あるいは営利目的，共謀があったかということが争点，結論としては有罪，職務従事期間は6日間ということでしたね。

では，感想をお願いいたします。

7 番

最初に，6000分の1で候補になったというのが来まして，ああ，6000分の1なのかなという気がしまして，まあ最終的にはならないんじゃないかと思ったんですけど，呼出状が来たんです。最初受けたとき，裁判員制度のイメージは，昔，映画で「十二人の怒れる男」というヘンリー・フォンダの映画が大好きでして，あれがぱっと目に浮かびまして，ああいう議論をするのかなと。まあ選ばれたわけですから，やってみようじゃないかと参加しました。

結論から言うと達成感もあるし，それから私はずっとビジネスの業界でやってきましたので，非常にビジネスに参考になると。進め方とか，リーダーシップとか，フォロワーとかいろいろありますけど，非常にいろんな面で仕組みになると思います。ですから，我が社なんか，これをちゃんと1回やる

と一種の研修になるんじゃないかなというふうに思います。

来るときは死刑ではないのになりたいなと思っていたんですけど、たまたま無期懲役が最高というのになったものですから、ちょっとそこはほっとしました。やはり人が人を裁くというのはどうなのかなというのは単純に思っていましたので。その辺も、人を裁くんじゃない、罪を裁くんだと、そういうことをちゃんと教えていただき、勉強になりましたので、非常に有意義でよかった。あっという間の6日間だったと思います。

司会者

ありがとうございます。ビジネスにも参考になるというお話、非常に興味深く伺ったんですけど、具体的にはどんなところを考えておられますか。

7番

そうですね。私はマーケティングという分野をちょっとやっているんですけど、新商品とかマーケティングですと、これからこんなのが売れるんじゃないかという推測をするんですけど、裁判は出ている証拠だけで、事実だけで判断するということなんですね。ですから、最初のうちは何度も裁判長から、あなたはどの証拠で今言っているんですかって言われるんですね。ビジネスですと推測と仮説でやっていくので、時系列で議論していくと、これは絶対にここでこういうことをしているんじゃないかということが出るんですけど、事実がないと言えないというんですね。そういうのがありまして、最初のうちは戸惑ったんですね。多分これからいったらこうだからこうなるんじゃないかというような頭が働いちゃうものですから。それを、そうじゃないんですよと。出ている証拠を、その証拠で言えること、言えないことがあって、言えないことは全部白なんですと。グレーはないんですということは何度もおっしゃられて、この辺が最初ちょっと戸惑ったんですけど。ですから非常に検察官って大変だなと。その証拠によって変わってくるし、証拠が重要じゃないかという気がしましたね。ですから、こんな証拠も欲しい、

こんな証拠も欲しいと思うんですけど、それはなかったらしょうがないんですね、あるだけなんで。その辺、メンバーに何度も裁判長から言われたので、時間をかけて議論をすれば、ほぼ同じような方向としては見れるんじゃないかなというふうに思います。

司会者

ありがとうございます。

それでは、もう少し具体的な議題に即して、また御意見伺いたいと思います。

まず、審理について、今、一通りお話がありましたとおり、薬物事件で、しかも全部、いわゆる否認事件でした。恐らく薬物の取引などに身近に接することってほとんどないだろうと思いますので、そういう意味で、なかなか想像のつきにくい内容の事件だったのではないか、あるいは犯罪組織が絡んでいるとか、国際的な背景があるとか、いろいろな問題があって、犯罪の類型としては結構分かりにくいようなところがあったのかなというふうに思いますけれども、そんな点で何かお感じになったことはありましたでしょうか。

先ほど5番さん、理解が難しいところもあったというようなことをおっしゃったと思いますが、どんなところが難しかったですでしょうか。

5番

薬物犯罪が裁判員裁判の対象になっているということを、報道されていたのかとは思いますが、その理解を私が落としていまして、なぜ薬物裁判で裁判員が必要なのかと最初は考えました。それで裁判官の方にお聞きしましたら、薬物犯罪というのは重い刑であるということで、殺人事件などと同じように裁判員の方の意見を伺って裁判を行っているということを教えていただいたんですが、それまで薬物犯罪はそれほど重い刑になるという意識もしておりませんでしたので、その点です。

司会者

現実に薬物の輸入の事件なんかですと、かなり重い刑が科せられているのが多いと思うんですけども、ちょっと聞いてみてびっくりしたという感じはありますか。

5 番

そうですね。はい、あります。

あと持っていただけでも罪になるということなども、普段そういう機会もないので、余り意識をしてなかったものですから、刑の重さにも驚きました。

司会者

ありがとうございます。

6 番の方、先ほど麻薬に対する考え方が世代によってかなり違うということをおっしゃられたと思いますけれども、それは薬物というものをどのくらい身近に感じているかとか、あるいはその知識があるかとか、そういうことでしょうかね。

6 番

結構、6人全員、専門的な呼び名とか知っていました。でも、それに対して、やっぱりいけないことというその度合い、思い方が違うなと思いました。私は、それに対してびっくりしたので、年代によってこんなに受け止め方に、覚せいじゃなくてヘロインだったこともあるんですが、こんなに違うのかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。

そのほかの方で、何か薬物犯罪だから、ちょっと分かりにくかったというようなことはございますか。

3 番

私の場合、製造も問題になったんですけども、よくテレビのいろんなドラマで見ると覚せい剤は白い粉でなめたりしますね。そういうものだとばっか

り思っていましたら、おからみたいに、何か固まりみたいなもの、不純物の多いものはそうらしいんです。それと少し精製されたものと、きれいに精製されたものがそのところで見つかって、どういうふうに作るかっていうのを細かく証人の方とかいろんな方に伺って、こういうふうにするんだっていうのを初めて知って驚きましたね。

司会者

それは、証人の方が精製の仕方なんかを説明してくれたんですか。

3 番

ええ。東大のそういう覚せい剤の鑑定の方が実験して下さったのを報告していただいたり、何かマニキュアの除光液、アセトンっていう液体を不純物にかけてというのを何回もすると純度の高い覚せい剤ができるというのを聞いたり、いろいろ見せていただいたり、証拠でそのおからみたいなのを見たり、そんなことをして。それで、その除光液に使うものがそういうものに使われたというのがすごく衝撃的で、薬局へ行くとアセトンってどんなのかって見たいような、その2週間、何かそういうのが頭にずっと残っているような感じですね。

司会者

多分ほとんどの方はそういう知識はない形で法廷に行かれると思いますけども、その説明聞いていて、理解は難しくなかったですか。

3 番

そうですね。嫌っていうほど、ずっと10日間もやっていましたので、そのうちの半分ぐらいそういうのだから、頭にかえって残っちゃって。

司会者

ありがとうございます。

そのほか、薬物事件だったから分かりにくかったというようなことは特にございませんか。あるいは、それは適切な説明があったから問題なかったと

ということなんでしょうか。

7 番

覚せい剤を初めて見ましたし、それから、なぜいけないか、1回0.3グラムぐらいで何万円もすると。わずかで何百万円、何千万円するという。したがって、1キロ、2キロだと相当犯罪が重いというようなことを実感として、情報として聞きましたので、小さくっても、ものすごくお金の価値があるということはよく分かったというか。ですから、よく新聞なんかで何キロとかいうとね、すごいなというのが分かったし、よくそういうことを説明受けましたので、あの後もよく分かりました。

司会者

ありがとうございます。

それでは、次に、検察官、弁護人の訴訟活動は分かりやすいものであったかどうか、改善工夫すべき点があるかどうか、こういったところについて伺いたいと思います。

訴訟活動といいましても、例えば冒頭陳述ですとか論告弁論という主張をする部分と、それから証拠調べの部分、証拠については証人尋問もありますし、被告人質問もありますし、証拠書類の朗読というものもありますし、中には証拠物あるいはメールとかチャットとかブログとか携帯電話の履歴とか、いろんなものが証拠として出てくることがあるかと思いますが、そうしたものについて法廷で見ている、あるいは聞いていて、内容がずっと理解できるものだったかどうか、あるいは後で復習しないと分からないような、そういったようなところがあったかどうか、こんなところについて御意見を伺えればと思うんですが、どなたでも結構ですが。

7 番

私の場合は、冒頭陳述が5分ぐらいあったんですけど、その前に検事さんから1枚のメモを渡していただきまして、これはまさにビジネスなんですけ

ど、非常に論旨を分かったチャートがありましたんで、5分しゃべっているんですけど、それ見ながらやれば流れは分かるということで、非常に理解に役立ったといえますか。ですからA4、1枚の紙で的確にその論旨あるいは流れ、ポイントが書かれていましたので、ああ、なかなかすごいなと思ったんですけど、よく分かりました。

弁護士さんのほうは、いわゆる文書型なんですね。1、2と書いてあるんですね。これはという感じでしたですね。ですから、比較すると、やっぱり検察のほうの方が分かりやすかったと。弁護士さんのほうはちょっと分かりづらいいいというんですか、やっぱりプレゼンテーションの力によって大分違ってくるんじゃないかなと。印象とか理解も違ってくるんじゃないかというのは受けましたね。

司会者

検察官が配ったのは1枚紙の冒陳メモという感じですか。

7番

そうですね。1枚紙の、それも囲むとか矢印があって、そして、たしか色がついていました。いわゆる企業でプレゼンテーションするような資料ですよ。そういうのが1枚あって、それを見ながら、ずっと5分聞いていると分かるというんですかね。弁護士さんのほうは文章で1、これこれ、2、これこれ、これこれと書いたような文章が1枚あるんですけども、それは置いていまして、目でずっと文章を追うわけですから分からんということで、ちょっとそういう違いが対照的だったもので、そういう認識していますけど。

司会者

弁護士さんが配ったのは、文章が書かれた紙を、それを裁判員の方にも渡して、それを読み上げるような形だったんですか。

7番

読み上げるというか、当然そのほかにもしゃべりますから、一応はそうい

う趣旨のものをいただいたと。検察のほうも一応はあると、私はこれから5分ぐらいしゃべりますということで。ですから、それを見ながら聞いていると非常に分かりやすいです。

同じようなことなんですけど、弁護士さんのほうは、それが文章化されているような形式だったんで、目で文章を追っていくという感じだったんですけど、そこらでちょっと感じ方が変わったんだと思いますね。

司会者

ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。冒頭陳述，論告弁論などの話が出ましたので，その関係でお感じになったところをお話しただけならと思うんですが。

4番

今，7番さんがおっしゃられて，確かにそのとおりで，検察の方からいただいたのは1枚のでとても分かりやすかった。弁護人からいただいたのは，ちょっと文章的で分かりにくかったというところは確かにありました。

いろいろと証人のお話とかたくさん聞き始めてくると，自分が思っていたものよりもどんどん世界が広がってきて，最初は都内だけの話が，今度は中国も出てきたりマカオが出てきたり，日本人だけの話かと思ったら中国人が出てきたりみたいな感じで，ものすごく人間関係が複雑になってきて，証人も何人も何人も出てきて，この人とこの人はどういう関係だったのかなっていうのが，一生懸命メモはとっているんですけど，その場ではなかなか理解し切れないところもあって，評議室のほうに戻ってきて，皆さんの話を聞きながら自分でまとめて，ああ，こういうことだったのねっていうのが最初のうちなかなか慣れなくて，すごく戸惑ったところがありましたね。自分が思っていたよりもものすごく証人の方がたくさん出てこられたので，一つ一つのお話も時間決まっていますんで，話を聞いて，分からないうちに次の方が始まってしまったとか，あともうちょっとここが聞きたかったのになという

のが後から思い出されたりとかして、後でみんなで話をしたときに、もう少しあそこを聞きたかったねみたいなことが、後から出てきたというのも多かったと思います。

あとメールとか携帯電話の履歴の部分とか、そういうのも証拠として出てきていたんですけど、いろいろ見せたくない部分、見られちゃいけない部分があるらしく、黒でいっぱい引いてあるんですね。細かくて、自分なんか老眼も入っているので見にくいところもあって、何枚も何枚もある中で、読み取れるところがこことこことこことみたいな感じで、説明いただくときも何ページ目をご覧くださいって。でも探すのが結構大変だったりとかしたので、もしできることならば、そこをもうちょっと分かりやすくとか、大きくしてくれるとか、もっと広がっているような感じのもので提出してもらえると、もっと読みやすかったかなと思います。

司会者

その携帯履歴は、黒塗りになったものが配付されたんですか。

4 番

スクリーンに出たものとかでも、何か黒のマジックで引いてあるのとか結構たくさんあって。

司会者

それを画面で即時に必要なところを読むのって結構大変な作業だったということですかね。

4 番

結構大変。手元にも、資料として渡されたものもあったんですけど、それも1枚、2枚じゃなかったの、何ページ目にあった話かなみたいな感じで、めくって、思い出して、みたいな作業も結構あったので、それはもうちょっと分かりやすくなってくると助かったかなと思います。

7 番

分かりやすかったのは、ちゃんと弁護士さんと検察で争点が整理されていたということですね。ですから、3つ争点を明記したのを用意されていたんで、それに沿って、この争点のための証人とかでしたんで、非常に分かりやすいというんですかね。最初の段階で争点の整理がちゃんとされたものが両方の弁護士さんとで話し合っって、こういう争点ですと。その争点は両方が認めているわけですから、一応そこはいいわけですよ。ですから、そこからスタートということなんで、非常に分かりやすいし、その3つについて有罪か無罪か、どう判断するかということ。1, 2, 3を順番につぶしていったと、証拠をですね。証人も、この争点のための証人だということを聞いていますから、そういう意味で聞いていれば分かる。あるいはその質問もできるということなんで、やはり複雑なものはそういう形で整理されたものがあれば思考しやすいし、証人なんかは何のための証人なんだ、どのための証人なんだ、で弁護側は何を言いたいんだ、こっちはこうなんだというようなことが分かりますので。分からないところは全部質問したんですけど、質問できるということですからね。ですから、そういう意味では前半のそういう争点の整理なんかとか、そういうものが大事なかと。

我々はたまたま、非常にそういうのがはっきりしてましたんでスムーズに進んだという形ですね。

司会者

証拠調べをしている最中に、これは何のための証拠なのかということは、もうあらかじめはっきり分かるような状態で調べに入れたということですね。

7番

そうですね。事前に評議の部屋で、裁判長は、次の証人はこういうことの検察側の証拠です、次回は弁護側のこういう証人です、ですから、こういう趣旨で彼らは来ますよと。そう事前に言われていますので、聞いて、分からなければ質問できるという感じでしたね。

司会者

逆に，この証拠は何のために調べているのか，法廷でちょっと分からない場面があったという御経験はありますか。

1 番

税関の方の発見の仕方っていうか，証人で，空港に迎えに行く方が相当お年を召していた方で，聞き取れないといいますか，言葉が何か低い声でぼぼぼって言っているだけで随分聞き取るのに苦労したという記憶がありますね。

司会者

それは，その方が証人に出たわけですね。

1 番

出ました。何か衝突を立てる立てないとか云々とかって話もあって，実際には立てなかったんですけど。

司会者

その人の話していることが非常に聞き取りにくかったということですか。

1 番

聞き取りづらかったです。イメージとして，結構核心っていいですか，その辺のところに触れるような話の内容だったものですから，もう少し，その辺がつまびらかにされたら分かりやすかったかなというのをちょっと今，思い出しましたね。

司会者

今のお話は，その証人の方の話し方が聞き取りにくいということだと，何か工夫にも限界があるのかなというふうにちょっと今，聞いていて思ったんですけど，どの辺が改善の余地がありましたか。

1 番

よう分からないんですけど，ポイント的に，あらかじめその証人の方が言うことっていうのは文章的には残しちゃいけないんですか。先に見せるとい

うか、我々の資料として。

例えば、しゃべっていることをずっと耳で追っていくというよりも、こう
いうことを自分は言おうとしているというものを、紙1枚でもあったほうが、
追いやすかったかなという気がしているんです。

司会者

なるほど。証人に来ていただくということは、直接その人に聞いて、どう
いうふうに言うか分からないからこそ、その人に確認したいということでは
ないので、基本的にはその証人に直接しゃべっていただくしかないのかなとは思
いますけれども。

先ほど4番さんが、登場人物がたくさん出てきたときに、なかなかこれが
頭の中で整理できないというお話がありましたよね。これ、どうやったらう
まくいくでしょうね。

4番

そうですね。家系図ではないですけど、被告人を真ん中に、こういう関係
のものとかを、分かっている範囲で構わないので、あると大分違うんじゃない
かなと思うんですよね。たまたまだとは思いますが、証人の女性の方
の名前が同じだったりとかそういうことがあって、どちらの人だったっけみ
たいなところもあって、その辺が、せっかく検察の方がきれいにチャートで
出してもらっていたので、ついでにというわけじゃないですけど、こうい
う関係の証人が来ますよみたいなことを前もって、ちょっと絵であれば、ぱ
っと見てすぐ分かるので、それがあって、ちょっといいかなと思います。

司会者

人物関係図みたいなものですね。

4番

そうですね。

司会者

運用としては1枚紙に人の関係を図で描いたものを証拠として出すという運用も中にはあるようですけれども、そういったものがあつたら有用だったかなというふうなことです。

4番

被告人本人は独身なんだけども、元妻がいたり、養父がいたり、本当のお父さんがいたり、養子縁組をしていたり、異母兄弟がいたりとか、自分の中にそんなに複雑な人間関係の人ってあんまりいないので、そこら辺をまず整理するところからみたいなのがあつたので、そこはちょっと大変でした。

司会者

ありがとうございました。

それでは、検察官、弁護人の訴訟活動について、いろいろな観点から御意見がありましたので、ここで検察官の方、弁護人の方、何か御発言あるいは質問があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

柴田弁護士

3番の方の事案がかなり複雑な事案だったように思うんですけれども、弁護人の主張に分かりにくいような点がなかったかどうか、仮にあつた場合、もっとこうしてほしかったとか、こうしたらもっと分かりやすかったとか、そういう弁護人の弁護活動について何か御意見があれば伺いたいと思います。

3番

まず、一番感じたのは、弁護人の方の声がすごく低かつたんですね。下向いてお話しして、はっきり分かりにくいところがかなりあつたんですけれども、それと証人尋問のときに、同じようなことを何回も何回も聞いて、同じようなことをぐるぐる質問しているんですね。考え方によっては時間稼ぎみたいな感じがしたり、それから何のためにそれを聞いているのか分からないようなことを聞いて、無駄な時間を使うのかなって。それがすごく印象に残っています。

柴田弁護士

今度は1番か4番か7番の方にお伺いしたいんですけども、皆さんの事件はいずれも有罪ということですが、弁護人からすると正直、結構難しい事案だなという感じがして、先ほど1番の方が弁護人にファイトがなかったという非常に耳の痛い御意見をいただいたんですけども、弁護人は冒頭陳述で無罪の主張をしたと思うんですけども、それをお聞きになって、要するに証拠調べする以前の問題として説得力があったかというか、要するに、まあこういう話も確かにあり得るかなというふうに思われたか、いや、こんな話はちょっと何か信じがたいなというふうに思われたのか、その辺の冒頭陳述のときの感想というか、それを率直に聞けたらなというふうに思いますけれども。

司会者

1番の方からお願いします。

1番

一応、気持ちは素の状態で聞こうとはしてはしましたが、本当にこの人は覚せい剤ってものを認識してなかったのかなということを、その点を争点に闘おうということは一向に伝わらなかったですね。

4番

正直に言わせていただくと、弁護人のお話のほうが、検察側の方よりもはるかに上手だったと思います。すごくパフォーマンス性があるというのか、話し方とかジェスチャーとかもそうなんですけど、納得させられるような話し方を弁護の方はされていたような気がします。やっぱり、私たちがやったのが、求刑で15年で割と重いほうだと思うんですけども、覚せい剤自体の量も結構あったので、私たち裁判員の裁判って、一番下の部分じゃないですか。なので、そこでちょっと様子見をしているような雰囲気も若干感じられて、ここで有罪になっても控訴して、さらにもう一つみたいな、そういう余

裕があるような感じの気配がしていました。

弁護人さんにしても、まだ証拠はあるけど、ちょっと次にとっておこうみたいな感じが見えたような気がして、始終笑顔でおられたので、ああ、余裕があるなという印象がすごくありました。その分検察の方の突っ込みがちょっと甘いような感じも、私としてはしていました。

司会者

では、7番の方、どうぞ。

7番

たまたま被告は仮釈放中なんですね。ですから、我々の見ている印象としてね、まあ、またという感じが、弁護士にも感じられましたね。ですから、やる気ないんじゃないかと、そういう感じは見ましたですね。検察はちゃんとしているんです。弁護士さんも、だから量刑の開きですよ、どこまでの弁護か。確かに、我々そんな刑務所に入ったことないですから分からないんですけど、それは1年、2年で大分違いますよね。熱血弁護士という感じはないですよ。そういうのが、もうこういう事案であればそうなのか分かりませんが、ちょっとそういう態度を感じましたですね。

柴田弁護士

すみません、よろしければ5番さんと6番さんにも簡単に伺えればと思います。

5番

4番の方と同じ事件なんですけれども、私は違う印象を持ちまして、弁護人のほうがちょっと事前準備が間に合わなかったのかなと思う場合が時々ありました。弁護人が何か一生懸命主張しようとしているんですけども、横にいる被告人が、それは違うみたいな、何かこのページのこれがあってと、指していることが時々ありましたので、ちょっとそういう印象を持つことがありました。

冒頭陳述のときには、それぞれ検察側の方と弁護人の方と主張されていることが、そういうこともそれぞれあるかもしれないと思いましたけれども、後になりまして詳しいことが段々分かってきますと、弁護人の方は本当に無罪と思われて弁護されているのかなと思うことも時々ありました。

6 番

私も1番さんと大体同じなんですけれども、被告人はもう映画に出てくる運び屋そのもののお洋服を着てらしたので、弁護人、検察官の方のやりとりももう大体想像ができるやりとりで、ただ一つ、一番困ったのがチェコ人だったので、そのチェコ人の方の通訳がとても大変だったようで、ちょっと御高齢の女性の方だったんですね。休憩に入ったりと、あと意味不明な返事が返ってくると何かちょっと白けるというんでしょうか、ちょっと検察官の方もやる気がないようなふうに見えるときもありましたし、弁護人の方が異常に何か怖い顔をして弁護なさっている姿が、何かそれだけがすごく記憶に残っていて、そんな感じでした。

柴田弁護士

ありがとうございます。

司会者

それでは、検察官の方から質問があれば、どうぞ。

松本検察官

1点お伺いさせてください。4番の方から出たお話で、人間関係の把握が難しかったという御指摘がありました。我々としても、やっぱり分かりやすい冒頭陳述をやるためにとかですね、人間関係の図などを使いながら、なるべく分かりやすいものをとというふうに日々工夫を重ねているんですけれども、それを4番の方の発言を踏まえまして皆さんにお伺いしたいんですが、やはり薬物事犯ですと、その組織性ですとか何人も人が出てくるというのは多かったと思うんですが、冒頭陳述が、例えば図面が使ってたったり、その図が

分かりやすかったか、もしくはこういう点で分かりにくかったとか、何かお気づきの点ありましたら教えてください。また、こういうものがあつたらよかったのにつて、逆にヒントをいただけるものがありましたら御指摘いただければ幸いです。よろしくお願ひします。

1 番

4日間という短い間でしたので、検察官の方の仕事といたらいかな、公共性を踏みにじる犯罪といひますか、そういうような、例えば、これだけのものがこれだけ流れると、これだけ犯されるとか、そういうようなアピールがちょっと、もうこういうのは決まり切っちゃっているから、裁判官の人も、それからほとんどこういう裁判に関して分かるんだらう、何グラム持っている、このぐらひの罰金、末端価格幾らぐらひというのぐ。でも我々はもうちょっとその裏に隠されている、もっと本当に、テレビドラマじゃないんですけども、これだけの恐ろしさがあるというような事例を出していただくと、その凶悪性というか、それが感じられたんじゃないかなという気がしました。

司会者

検察官は、よく薬物の害悪性に関する証拠を出していることが多いかなと思うんですけども、そういう証拠はありましたか。

1 番

ありましたけど、もう少しそれが数値的な羅列じゃなくて、こういう事例で、もっともっと怖いことが生じるとかね、そういうようなメリハリというか。ぱあっと読み上げて、末端価格が幾らという事例ですと、そういうのは幾らでも聞いていても確かにそうなんだらうと頭に入りますけど、その怖さというか、そういうものをもう少しアピールするようない資料あるいは発言があつてもよかったんじゃないかと思ひました。

司会者

ありがとうございます。

3 番

今でもちょっと分からないんですけども、二人の被告が、シンガポールの人と日本人が、ピザの書き換えと観光を兼ねて上野辺りのウィークリーマンションをちょっと点々として、半月たって捕まったんですね。そのきっかけが、なんでそう疑われたのかなっていうところが分からなかったんですね。その説明みたいのが初めなくて、ただ、その捕まった段階からのいろんなものを話し合ったんで、税関で怪しいと思って、ずっとつけていたのか、ちょっとその辺りが分からなかったんですけども。そういうのは、その事件のところだけを審議すればいいんですか。

それから、そのシンガポールの方がマレー語なもので、法廷の中で通訳がマレー語の通訳の方が入られたので、一つ一つ、何か意見言くと、ちょっと待ってくださいって通訳される。それがもう会話にならない感じなので、すごく何か途切れちゃうような感じだったんですね。ですから、そういう通訳の何かいい方法がないのかなっていうのはすごく感じましたね。

司会者

どうしてその事件の捜査が始まったのかという関係の証拠は、ある場合もありますし、それから、特に裁判員裁判で、争点に絞って必要な証拠を調べるといふ観点からすると、必ずしもそこに入ってこないために、捜査機関としては持っていて法廷に出てこないということがよくあると思うんですね。そういう証拠調べですと、どうして捕まったのか分からなくて、何となく釈然としないみたいな印象を持たれることがあるわけですね。ありがとうございます。

では、4 番の方、どうぞ。

4 番

先ほど1 番の方は、覚せい剤などの害悪をもっとはっきりっていうお話あ

ったんですけど、私たちのときには、覚せい剤の量が1回につき何グラムで、今回持ち込まれたものが何グラム、割っていくと4万6500回分とかいう具体的な数字をもらったので、ああ、これはものすごい数だなというのは、すごく感じました。やっぱり麻薬なので、それがどんどん中毒になっていくということは、日本全体がそれだけ犯されていて、さらに何万というものがもしもばらまかれたら大変なことになるんだなと身にしみて分かったので、私たちのときには裁判官の方が、詳しく説明してくださったので、そこは分かりやすかったですね。

あと被告人との関係っていうのは、やっぱり先ほども私言いましたけど、それこそ小学生に分かるような関係図をちゃんと矢印とか、色もせっかくですからいろいろつけていただいたりとかして作ってもらえると一目で分かるので、話を聞きながらでも、ああ、この人とこの人の話を今しているんだなというのが分かりやすいと思うので、せっかく矢印とかいろんな絵とかも、ほかのところにもつけていただいているので、そのくらいのことはできるんじゃないかなって思います。

5 番

4番の方と同じ事件ですので、人間関係はたくさん複雑なんですけれども、証人尋問の後に、最初の冒頭陳述メモのところ証人に出てくる方のお名前が書いてあるところがありまして、後でここを見直して、ああ、この人の話だったんだというのを見るのに役立ったこともありました。やはりたくさんの方が出てきますので、そういう家系図じゃないんですけど、それは本当に役に立つと思います。

ですが、今回の事件は、被告人とその共謀者と言われている人との関係で、どちらとも関係がある証人や関係者が出てきますので、関係を図にしてしまいますと、ちょっと先入観を持ってしまう場合もあるかもしれないかなとも思います。それは今回に限らずなんですけれども。

司会者

ありがとうございます。おっしゃっているそのとおりだと思ひまして、人間関係図作るときは、その線のつなぎ方とかに、どうしても捜査官なり弁護人なりの見方が反映してしまうことがあるので、どちらかの見方に偏った図というのは適切でないのではないかという、多分そういう問題が出てくるわけですね。それでも、合意できる範囲で適切な図があれば、証人尋問を聞く際に非常に役に立つんじゃないかと、こういうことだろうと思ひます。

それでは、6番の方、どうぞ。

6番

検察官の質問が分かりづらかったです。とても分かりづらかったんですが、後で部屋に戻って裁判官の方たちとよく考え直して、ああ、ちょっと前後している話もあったねっていうことが度々あったと、そんなところでしょうか。

司会者

前後しているところっていうのは、例えばどんなところでしたか。

6番

外国で見知らぬ人からヘロインじゃなくて、こういう固形物を運んでほしいって頼まれたときの会話が二日間にかかって会話があって引き受けて、外国を点々として日本にやってくるんですけれども、その二日間の時間差の出来事の説明がちょっと前後してたりするので、それをまたチェコ語に通訳して、聞いて、返事が返ってきたりするので、ちょっと意味が分からないことが何回かありました。

あと、もうちょっと突っ込んでよかったんじゃないかなと思うときもありません。

7番

どの事案も部分のことを言っているんですけど、全体もあるわけですね。国際的にやっていることですから。だから、私たちがやっているその事案は、

ただ成田で捕まって運んでいたということなんですけど、その全体の組織があるわけですよね。そっちの裁判とかどうなっていて、その証人を呼んでいればすぐ分かることなんですけど、部分の審議しているものですから、本来なら、全体の犯罪はどういうふうな裁判になっているかも分かれば判断しやすいんですけど、そこがない。この人間、この事案、ここのことだけを切り離して、この証拠だけでどうかということをやっているものですから、まあ推測も入ってくるし、難しいんですよね。だけど、もう、これはもともとそっちの親分と話やっているんじゃない、そっちの親分が逮捕されたらどうなんだと聞きたいわけですね。実際、こんなことを依頼したということは、当然その人はもう捕まっているのかどうかとか、それは分からないということですしね。

ですから、そういう組織犯罪の場合は、切り離してやっていることがいいのかどうなのか、そうしないと難しいんでしょうけども、1個1個に対しての罪なんでしょうけども、全体の中での位置付けとか重さとか関連性みたいなものが分からないんで、ちょっと戸惑うというんですかね、そういうことがありましたし、証拠なんかでも、こういうことを聞きたいねとか出てきますよね。あの人に聞けばすぐ分かるんじゃないかということなんですけど、そうでないということなんで、ちょっと組織犯罪の場合は、その部分部分でやっているのと全体とがあるんですけど、その辺の関連がちょっと我々に分からないので、その辺がやりづらいというんですかね。

司会者

それは、その事実を判断する面と、それから刑を決めるときに、あの人とこの人は、こっちのほうが悪そうだとか立場が下だろうとか、いろんな局面があると思うんですけども、主としてどんな点で、ほかの被告人になってない人のことも分かったほうがいいのかということを感じましたか。

7番

まあ本来なら，もう一人の，被告人じゃない人を呼んでいけばすぐ分かることですよ。頼んだ，頼まれたと言っているわけですから。その人本人に聞けば頼んだかどうか分かりますよね。だけど，その人が出てこないわけですから，片方は頼んでない，自分でやったんだっていう場合は，それしかないですよ。ですから，そっちはどう言っているんだってことですよ。捕まっているんだったら，どういうふうに言っているんだと。そういう意味ではちょっと，事実だけで，ここにいらっしゃる被告人のしゃべるのとその証拠だけでやるわけですから，その上の全体の，どうなんだということは分からないから，これだけで判断したいというのがそのルールなんですけども，ちょっと我々としては，そっちのほうはどうなっているんだと。その本人に聞けばすぐ分かるんじゃないのと。そういうのがちょっとあったんですけどね。ですから，多分どこかでその裁判まだやっているかも分からないんでね，それは分からないんですけど，特に薬物の組織犯罪って，どうなのかなって。どういう裁判やっているのかなという。それによって量刑も違うと思いますしね，やっぱり。だから，実際預かったのは，この人が預かって，持って，何キロだったとなるけども，じゃあ，そのもっと上の人は手を汚してなくても，その依頼しただれかがどうなったのかとか，その辺までちょっと考えると，こういう組織犯罪，薬物の場合はどういうやり方をして追い詰めていってもらえばいいのかなという感じが，ちょっとありましたね。

司会者

ありがとうございました。

それでは，次に，証拠調べの範囲がどうだったかというところですが，結局調べてみたけれども余り役に立たなかったという証拠もあったかもしれませんし，この人の話，聞いたかったという部分，不足している証拠があったのではないかというふうにお感じになったこともあったかもしれません。その辺について何か気がついたことがあれば伺いたいと思うんですが。今の共

犯者というか，組織の中のほかの関係者の証言というのは一つ典型的な例としてあると思いますけども，そのほか，いかがでしたでしょうか。

大体ほかの方は，共犯者とされるような人も含めて大体必要な方の証人尋問はあったということでしょうか。

4 番

中国人の何とかさんとか，あと，いるのかいないのか分からない，電話でしか話をしたことがない何とかさんみたいな人がいるんだよって言われていたんですけど，そういう人たちは出てこられなかったし写真もなかったんですよ。写真も，1枚出されたものがあったんですけど，これいつの写真，みたいなものもあって，写真をもちろん証拠に使うというのはありだとは思いますが，それが，いつどこで撮られた写真でとか，そういう説明が全くなく，この人物を知っていますかっていきなり出てきた感じだったので，これって本当に本人なのかなとか，運転免許証の写真とかだったら明らかに本人って分かると思うんですけど，本当にスナップ写真みたいなやつがぼんと出されたときに，ううんってちょっと思いましたね。

司会者

なるほど。なかなか捜査機関も把握し切れないと言うでしょうから。そもそも難しい人も多分いるのかとは思いますがけれども。

それでは，検察官，弁護人の訴訟活動の点はちょっとひとまず置きまして，評議のほうについてお聞きしたいと思います。評議の進め方がどうだったか，十分に議論ができたかどうか，評議の進め方について何か改善すべき点とかありましたら伺いたいと思います。

これも一通りお聞きしたいと思うんですけども，1番の方は，やや短かったという印象ということですね。

1 番

はい。

短い期間の裁判だったものですから、あとは量刑という、過去の事例、判例、そういうのも含めて、よく説明はしてくれました、裁判官の方も裁判長の方も。分かりやすかったんですけど、最終的に、じゃあどの位の量刑かというときに、もっと突っ込んで話したかったなというのが記憶に残っています。

3 番

一番初めに日程表をいただいて、ずっと初めは裁判、1週間ぐらい続いて、そのあと二日間、10時から5時まで評議って書いてあったんですね。それで、こんな二日間も朝から夕方までずっと話ししているんですかねって、ちょっと何も知らないで伺ったんですけども、本当にその評議になって、二日間ずっと話し合って、やっと何か結論っていか判決が決まったっていう、足りないぐらい、十分話しましたけど。ですから、評議は皆さん、自分の思っていることをどんどん出し合って、思いどおりに判決が出たと思うんですけどね。

4 番

証人の方がたくさん出てこられて、それぞれにいろんな質問に答えていただいて、資料がたくさんあったんですね。もう1年半ぐらい前の事件だったので、証人自体もあやふやな部分があったりとかしたので、この時点でこういことを話していたね、この時点でこういう電話があったねというのを全部並べていったところで初めて、すごくクリアになってきて、みんなで考えやすくなってきたなというのは感じましたね。それまでは、証人の順番とかがあって、やっぱりいろんな事情があって前後するものだとは思っているので、最初から聞いていたのが一番古い話ではないじゃないですか。

新しいところから聞いてまた戻って行って、行ったり来たりするところもあるので、まず一番最初に時系列ごとに考えていくというのはすごく私としてはやりやすかったと思います。

司会者

やっぱり審理しているときは、そういう意味では情報が時系列と離れてぐちゃぐちゃになっている状態なのを、評議の場で整理してもらえて分かりやすかったと、こういうことですね。

4 番

そうですね。質問したときに、やっぱりこのときはどうでしたか、このときはどうでしたかっていう形で質問していきますよね。なので、それを順番をきれいに整えていくことで分かりやすくなったというのもありますね。

司会者

ありがとうございます。

5 番の方、どうぞ。

5 番

やはり同じくいろいろな証人、証言が出てきますから、その場では皆さん何か頭の中が混乱している部分はあるかと思うんですけども、評議室に戻りまして皆さんで話していると、ああ、こういうことだったのかっていうふうに最終的には整理されて、その時系列の例もあるんですけども、分かるやり方で進めてくださっていたと思います。

証人の方のお話を聞く前も、今度はどんな関係のどういう方の証人ですねというふうに私たちに教えてくださっていたので、その点も分かりやすかったと思いますし、評議の間の裁判員の意見も、ああ、なるほどという感じで、その都度その都度、とても言いやすいように裁判官の方が受けとめてくださっていたのでよかったと思います。

6 番

評議の進め方は、裁判官の方々のおかげで、とてもスムーズにできました。十分に議論ができましたかということなんですが、簡単な事件だったので、5日間ありましたが、こんなに要らなかったんじゃないかなと思うような感

じで、結構、裁判長の心配りに、けんかすることもなく、みんなで議論ができて、考え方の違うみんなが一つの意見にまとめて出せたことは、もう本当、裁判長の思いのおかげだと思って、またその結果をととても満足しています。

評議の進め方としてよかった点は、年齢がばらばらだったので、これからどうなるのかなと思ったんですが、裁判長たちと外へランチ食べに行ったりとか、一緒にお弁当食べたりとか、割と温かく休憩時間、論議したりお話ししたりできたので、そういった意味でチームワークができたので、割とすんなりできました。

改善したほうがよいと思った点などはありましたかということですが、特にありません。パーフェクトだったような気がします。

司会者

ありがとうございます。5日間が、もう少し短くできたかもしれないということですね。

6番

はい、そうです。

司会者

縮めるとしたらどの辺だったかという辺りについて、いかがでしょうか。

6番

多分4日目だったと思うんですが、4日目、5日目でしょうか。

司会者

評議の時間がそれほど長くなくて結論が出せたのではないかということですか。

6番

簡単だった分、あとはもう最後、今までの事件の例を参考に、この事件だとどれぐらいの刑が一番いいんじゃないかっていうことだったので、ちょっと時間が余ってしまっていてみんなでランチ食べてという感じでした。

司会者

ありがとうございます。

7番の方，どうぞ。

7番

我々チームも，チームというんですかね，非常にいい経験したというか，いろんな価値観の人がいろんな視点で見ている，本当に論点を順番に整理して行って，その順番に議論していくということなので，非常にクリアで，多分皆さん，達成感がありますよね。ちゃんと目標があって順番に議論して。そういうことから考えると，やっぱり3名の裁判官なんですけど，やっぱりリーダーシップの裁判長ですね，あとのフォローは2人の裁判官ですね，フォローといいますか。ですから今，私なんかは，終わってから，そのメンバーとまだ会っているんですね。普通はないでしょうけど。そして，本当自信持って結論を出したという気はしていますので，非常にいい経験だったと思います。言うことありません。

司会者

ありがとうございました。

それでは，評議の関係もありましたので，裁判官の方からも質問があれば。

若園裁判官

私も裁判員裁判，今，日々やっているわけですがけれども，今の点に関しては非常に好意的な御意見が多かったのは大変うれしく思っております。

ちょっと技術的なことかもしれませんが，少しお伺いしたいのは，私もいつも迷っているんですけれども，ある問題について，とても重要な問題であれば，恐らく順番に何番さん，どうですかとか，だれそれさん，どうですかということではあると思うんですけれども，今日も出ているように，まあ，どうも多くの皆さんは大体同じような御意見なのかなというような議論のときもありますよね。その際，だれかが，どなたかが結構，割と発言される方

は発言されるんだけど、割とおとなし目の方もいらっしゃるようになっていて、そういうときに、そういう方にもなるべく発言機会が平等になるように配慮をしたほうがいいのか、それとも余りそこは、皆さんが経験されて、ある程度そういうふうな、ちょっとぐらい偏っているぐらいだったら、そこはもうあんまりそういう配慮をそんなにしないほうがいいんじゃないかとか、その評議を経験されて、その辺を裁判長、あるいは司会をしている裁判官の配慮の仕方、発言を促す言い方とかについて、その御経験でお感じになったことがあれば、ぜひ教えていただきたいなと。どなたでも結構ですので。

7番

私はよくしゃべるんですね。しかも席が1番だったもんですから、すぐ1番なんですね。そうすると裁判長は時々、今度は逆に回りましょうというわけで、やっていました。

やっぱり基本的には全部に聞いたほうがいいと思いますね。一言でも待っていました。そうすると、最初は言わないんですけど、段々しゃべるようになっていきます。だから、一応同じようなことを言われたほうがいいと思いますね。そうしたら、やっぱり自分が一人、入っているわけですから、ただ単にいるんじゃないわけですよ。そういう意味じゃあ、意識となりますので、やっぱり全員に当てられて、意見ないならないで飛ばしたらいいと思うんですけど、やったほうがいいと思いますね。そのうち段々と、いろんな意見言い出しまして、僕なんかも勉強になりました。黙っていたけど全然違う証拠、ここの証拠を突くとかですね、この点がおかしいんじゃないとか言い出すとかですね。非常にそういうふうに何時間もやっているとありますので、分かっていることだからもう飛ばしてやっちゃうとかじゃなくて、分かっているけどまた違う視点が出てくるのが、やっぱりこういういいところだと思うんで、ちょっと声かけられたほうがいいと思います。

1番

明白なことにに関して逆に時間を割くということは、堂々めぐりでちょっとかったるいという部分もよく分かるんですけれど、やっぱりチームだと思っ
たんですよね、一つの判決を導く、出していくために。そのチームは、その事
象においてはAさんはべらべらしゃべっているけれど、Bさんは余りしゃべ
らなくても、やはりそういう意見というか、細部にまで導くためには同じチ
ームでやっていくわけですから、その事象に関しては意識をこっちに向けさ
せて、また別の土俵のときには、その人がまた逆にいい意見を言うって
いうような環境を作っていくことがやっぱり必要なんじゃないかなと思います。

3 番

特に主婦なんかは、こんなふうに話しする機会がなくて、男の方は会社で
いろいろ会議とかお話の機会はあるんですけど、何か難しい言葉使わないと
恥ずかしいのかなとか、何かあんまり、こんな意見言ったら笑われるかな
とか思ってたんですけども、裁判官の方が、私たちの同じ目線になって、す
ごく優しい言葉で、もうつまないことでもいいんですよってというような感
じで、ちょっと意見を申しましたら、ああ、いい意見ですねってすごく褒め
てくださるんですね。ああ、そういうふうにも見られるんですねとか、一つ
一つ親身になって聞いてくださるんで、難しい言葉とかそんな必要なくて、
普通の思っていることを言っているのかなって感じにさえもなって、評議
のときがそういう感じになって、それぞれいろんな意見が出て、一応回し
てくださるんですけど、回さなくても手挙げて話す方も増えまして、最後は
その裁判官の方の持っていきようなんだなって思いましたね。

5 番

やはり一人一人に聞くのは時間もかかりますが、私は余り話すほうではな
いんですけれども、順番が回ってきますと何かしら考えて答えを話さざる
を得ない状況になりますので、それまで考えてないわけではないですが、よ
り一層真剣に考えるというきっかけにもなりますし、私が感ずるのはとても新

鮮な見方で意見を述べてくださった方がいらっしゃって、その方も余りお話しされない方だったんですけれども、周りの方から見れば、ちょっと違う視点から見ているという考え方をされる意見が伺えていたかもしれないなという事は最後に思いました。

6 番

私のときは全員に聞いていました。もちろん頭の中では分かっているけど、うまく言葉に出せない方っていらっしゃると思うんですね。でも、それはそれでよしとして、すごくその流れとして受けとめて、長くしゃべる方は、ああ、またしゃべっているなとも思いましたし、しゃべらない方は、ああ、得意じゃないんだなとも思いましたし、でも、ここに来たということは、それがお仕事なんだから、やっぱりうまい下手、関係なく、また同じような話で時間がかかる関係なく、一人一人に聞いたほうがいいと思います。

4 番

順番に1番からどうぞと言われるのも、もちろん必要だとは思いますが、裁判長のほかに裁判官の方があと二人いらっしゃるわけですね。こちらとこちらに控えておられたので、自分の中で、手を挙げるほどではないけど、ちょっと聞いておきたいなというところがあって、ごそごそと聞くと、これはねって、こそと教えてくれたりとか、そういう場面があって、自分で納得しながら、自分の順番が来るまでの間に整理することができたので、そういうフォローをちょこちょこ入れてもらえたのがすごくいいなと思いました。

話の中で、やっぱり手を挙げて何とかって発言するのってすごく勇気も要るし、話し慣れてないからつらいところもありますので、でもそういう形ではなくて雑談的に、せっかく5人、6人、裁判員の人、集まっているので、それぞれにいろんな職業を持って来られているので、いろんな職業の人を、無差別ではあるんですけど、選んで集めて、みんなの話を聞くというの

はすごくいいと思います。

司会者

ありがとうございました。

検察官，弁護人の方，何か質問。

柴田弁護士

まず3番の方が担当された事件が一部無罪になっているんですけども，どのような事件が有罪で，どのような事件が無罪というか，その有罪と無罪の境界線というか判断基準について何か理解が難しかったりとか，その判断に迷ったりとかいうことはありませんでしたでしょうか。

3番

裁判官の方に初めに，裁判は有罪は本当の黒で，黒がかったグレーは無罪だからっていうお話を伺ったんですね。本当に黒じゃなかったら有罪じゃないという。初めよく分からなかったんですけど，少しでもグレーがかったら，やっぱり有罪じゃないのかなというのを最後に感じましたけどね。ちょっとその線引きが難しかったです。

柴田弁護士

ありがとうございます。もう1点なんですが，裁判員の守秘義務についての改正案が今出ていて，その評議での議論の内容についても発言者を特定しなければ話していただいていいのではないかという案も出ていまして，皆さんがその守秘義務の規定がもし改正されて，経験された評議の議論内容について，その個人を特定しない範囲で伝えることがもしできれば，これから裁判員をされる皆さんに役立つんじゃないかというふうに思われるかどうか，あるいは御自身が裁判員になる前にその経験者の方からそういうお話を聞けていたら役に立ったなというようなことがあるかどうか，それをちょっと時間の許す範囲でお聞きしていければと思うんですが。

7番

一審でありますよね。ですから、私どもの裁判も控訴されると聞いていますので、一審でやったことの内容を聞くということはどうなのかなとちょっと疑問がありますね。次の方が安心するために、進め方については今言ったようにいいとは思いますが、具体的に内容とかになってくると、それは次に影響するんじゃないかなという気がしますので、内容まで公開するのはどうかなという気はしますが。

柴田弁護士

確定した後という意味で。

7 番

確定した後ですか。

柴田弁護士

もう全部終わった後からです。

7 番

まあ、終わっちゃってからも、やっぱりちょっとそういう内容までは、進め方については安心のためにこうだと、言ってもいいと思うんですけど、具体的な、どういうふう考えたとかを公開するのは、私にはちょっと疑問に思いますけどね。

6 番

私も公開しないほうがいいと思います。それと、この次の裁判員になる時にも先入観を持ってしないほうがいいと思うので、真っさらな状態でここに来て裁判員をなさったほうがいい意見が出るような気がします。変に知恵をつけて来ると、何か変なふうになっていっちゃうんじゃないかなと思います。

5 番

やはり公開しないほうが後に影響しないかと思います。裁判員をするのに不安に思うのは、評議の内容を話せるかどうかよりも、扱った事件のことを

話してはいけないとか，裁判員に選ばれたことを話してはいけないという誤解が広くあると思いますので，その辺を私たちのときには裁判長の方が，法廷で見聞きしたことは話していいんですよと教えてくださったので，それだけでも随分，気持ちの上で楽に感じました。なので，評議の内容については公開しなくても，負担の面では余り影響がないのかなと思います。

4 番

私は友達に経験者がいたので，ちょっと相談をして，それでぜひということであつたので，あんまり抵抗というのはなかったんですけど，でもやっぱり内容については，その彼女も全然話をしないで来たので，6番さんの言うようなさらな状態であつているので，その形が一番いいんじゃないかなと思います。

3 番

そうですね。裁判員が終わってから，いろいろな方にどうだったとか随分聞かれたんですよ。特に，男の方がすごく興味持っているみたいで，法廷の中でのこととかそういうのは結構話したんですけど，評議の内容は私はやっぱり守秘義務があるので，それは絶対言っちゃいけないと思う。でも，聞きたい方はほとんど法廷の中のいろんなのを聞きたいような感じでしたね。ですから，そういうのは結構お話ししましたけども。

それから，裁判員で今いろいろ問題になっていますけれども，私も2週間やってみて，殺人事件とかそういうのじゃなかったから全然嫌な思いは全然ないんですけども，でも2週間，結構その間ずっと，その裁判のいろんなことが頭に残って，アセトンという言葉がいつも頭にあるぐらいいたんですね，その裁判中は。ですから，これがちょっといろんな凶悪犯罪とかそういうことになりましたら，かなり，その方の性格にもよりますでしょうけども，ちょっと辞退しても構わないんじゃないかなというのがあるんですね。その方の性格とかいろいろ，病気とか関係なく，何かやっぱりそういうのも聞い

ていいんじゃないかなと思いますね。断る理由になってない方でも，かなり後を引くんんじゃないかなと思いますね。

1 番

誰でもだと思っんですが，評議に関して，やっぱり自分の意見を正当化したいという部分は絶対あると思っんですよね。それが一つの話題が，一つの裁判員のことが，いろんなほうの意見に広がっていっちゃうような気がする，ショットガンのようにと言ったらおかしいんですけど。だから，私が評議に参加したことを言うのは，そんなになったら困るというふうに思います。

柴田弁護士

ありがとうございます。

司会者

それでは，報道機関の方から質問をしていただきたいと思います。

甲社 A 記者

全員の方に一言だけ，もう一度裁判員になったら喜んでやってみたいと思われるかどうか。先ほど殺人事件だったらちょっとというふうな話もあって，一言だけお願いします。

1 番

ちょっと稚拙な意見になってしまって申し訳ないんですけど，今の方の答えに答えられるかどうか分からないんですけど，選任手続というのがあったじゃないですか。この選任手続に関して，僕，非常に言いたかったことが 1 個あるんで，それをちょっと聞きたいんです，今。

最初に来るのは，こういうターゲットになりましたよ，ターゲットといたらおかしいけど，範囲に入りましたよと。いつの仕事の期間はできませんとか，最初来ましたよね。それからかなり時間がたってから，エントリー選ばれましたと。覚悟を決めて来るわけです，ある程度。そのときに，来たときに僕びっくりしたのは，80 人から 70 人ぐらいいたのかな。そのうち

5人だと。ああ、これは絶対もう受かるわけないなと。今までの俺の人生のくじ運からいっても大丈夫だなと思ったら、ところが自分の番号がぼんと貼り出される。僕は貼り出されたことがすごくうれしかったんです。それはもう覚悟を決めてきたから。でも、もう少しその選任のときの受かる側の、比率というか、もうちょっと気を遣ったほうがいいと思いますね、国民に対して。

それは、いろんな仕事で忙しい中で、準備をして来たということは、落ちたほうがラッキーという方も多いかもしれませんが、多分それは前向きに来たと思うんですけど、そういう方たちを、比率ぐらいはもうちょっと親切に、どのぐらいの率かなというのをとったほうがよろしいんじゃないかなというふうにすごく感じました。

答えの方は、またやるでしょうね、多分。

司会者

どの程度呼び出すかというのは非常に難しい問題で、裁判所としても日々、これまでのデータや予測、検討しながら考えてはいるところですけども、それでもやっぱり、せっかく来たのにということが出てきてしまう。そういったところは今後とも考えていきたいと思います。

では、3番の方。

3番

私もそれが一番言いたかったんです。選任手続の。その連絡が2か月後なんですよね。その間の2週間は空けておかなきゃいけないって。予定があっても断ったりして空けていたんですね。それで2か月後に、私はやっぱり裁判員になりましたからいいですけど、これでちゃんと予定全部空けておいて、その場でもし裁判員にならなかつたら、その間は何かすごいもったいないことになっちゃう。ですから、選任手続はもうちょっと早くしてもいいのかな。ちょっとはつきり分かりませんがね、何か2か月間、その間空けてお

かなきゃならないというのは、私、主婦ですけど、それでも結構大変だったんですね。お仕事ある方なんかは、そこ全部空けておいて、いざ選任手続になって、あなたは外れたからって言われて裁判員にならなかつたら、その2週間空けておいた分は有給休暇をもらった人もいますし、いろんなことをしてその2週間空けておいたのに、いざ、裁判員になる前の日ですよ、選任手続ですか、それをするの。それで裁判員にならなかつたら、かえって申し訳ないじゃないかなと思いますね。

司会者

最近の運用では、前の日ではなくて、さらに何日かおいて、もとの仕事に戻れるような可能性も出てくるような、そんな運用をしている場合もあるんですけども。

3番

私の場合は、2週間空けておいて、選任手続はその前の日なんですね。それで、あなたは落ちたからと云ったら、まあ主婦だからあれですけど、それでも2週間空けておくというのは大変なんですから、それがお仕事でいろんな工面つけて空けておいた方に申し訳ないんじゃないかなと思いましたね。それが一番感じましたね。

4番

私自身は派遣とかで働いているので、派遣先のほうで割とその辺、理解があったので、この時期、もしかしたら休みます、外れちゃったらちゃんと普通に勤務しますでオーケーだったので、そのところは特につらい思いはしてないです。

裁判員に選ばれたら、またやるか云ったら、私自身はやりたいと思います。主人も、なんでおまえは選ばれて、俺は来ないんだみたいなことを言ったんで、すごく来たかったみたいで、実際、私が裁判員の裁判やっているときに傍聴席に1日だけ来て見ていました。うちの息子たちも成人したので、

一応もしかしたら選ばれることもあるかもしれないので、彼らにも、ぜひ一度は経験してもらいたいと思っています。

5 番

先ほどからの選任手続の日程のことですけれども、私は勤めていますので、もし休んだ場合はということで引き継ぎを少ししてはいたんですけれども、引き継ぎを渡す私のほうも受けるほうも、休まないかもしれないということが頭にあって、真剣味がちょっと薄くなってしまっているのがありまして、それで実際に休んだから、もしかして受け取った側は大変だったかもしれないんですけれども、その辺りは選ばれて良かった、悪かったというのと同時に、そういう会社や仕事をしている方の事情はあるかと思えます。

かなりの確率で選ばれるようにして声をかけていただければ、そういうことは少し減るのかなとは思いますが、選ばれた場合に、病気やその他の理由ではないと断れないということだと、少人数で選ばれてしまうのはちょっと負担が大きくなるかとは思えます。

また次に裁判員をやりたいかどうかですけれども、最初にも申し上げましたが、もし殺人事件ではなかったら、また経験してみたいと思っています。

6 番

私はやりません。理由は、たくさんの方にやっていただいて、裁判員制度そのものを皆さんに考えてもらいたいと思っています。

7 番

また選ばれればやりたいと思っています。

乙社 B 記者

私もお一人ずつお伺いしたいんですけれども、裁判員制度が導入されたことで裁判官 3 人で話し合うよりも、皆さんが加わったからよかったんじゃないかな、役に立っていたんじゃないかなと思うことがありましたら、お一人ずつお聞きしたいんですけれども。

司会者

裁判官だけの裁判でなくて、裁判員が入ることによってよかった点があったかという点ですけど、これもお一人ずつ伺いたいと思いますから。

1 番

ちょっと分からないですね、申し訳ないですけど。2年前のことで、何かいいことも言ったのかもしれないけど、あんまりヒットもしなくて申し訳ないです。ちょっと思い出せないのだな。

3 番

そうですね。よく分かりませんが、裁判官の方に伺いたいんですけども、裁判員が入って大変だと思うんですよね。いろんな面倒なことが多いと思うんですけども、何かすごく親近感が持てるようになった感じがするんですね、私たち。ですから、何かやっぱりいろんな方にそういう司法に参加してもらっていいんじゃないかなと私、思うんですけども。裁判官の方は大変かもしれないですね。

司会者

私から言うと、ちょっと質問に対してどうかとは思いますが、裁判官同士、裁判官だけで裁判をやっていると、発想がどうしても似通ってくる傾向というのがあって、裁判員の方のお話をお聞きしていると、なるほどそういう面があるんだということ、多分この方がこの場所においでにならなかったら気が付かなかった点というのがたくさんあると思うんですね。そういう意味で、私は裁判員と一緒にする評議というのを非常に楽しみにしていますし、そうした意見を踏まえた結論というのはやっぱり重みが全然違ってくるかなという、私自身はそんな印象を受けているんですけども、裁判員の方はどういうふうに思ってるかということをお聞きしたいんですが。

4 番の方、いかがですか。

4 番

すごくお氣遣いいただいているのがひしひしと分かりました。言葉の端々にも、やっぱり専門用語をなるべく使わないように気を使ってもらっているんだなというのはすごく分かって、そういう面ではありがたいし、自分も一生懸命、じゃあ、それに応えようという気持ちも芽生えてきたと思います。

さっきも申し上げたんですが、やっぱりいろんな職業の方がいるので、今回私たちが扱った事件も、そもそもこれは何に使うものなんだろうみたいな、そういう本当の民間レベルの話から始まって、普通の人にはこれは使うものなの、どうなの。これに物を入れてきたのはおかしいんじゃないの。こんなもの普通お土産に使うの、みたいな、そういう疑問から結構話も出てきて、それをもとにすると、やっぱりこれはちょっと不自然だろうっていう話も出てくるので、証拠として、これは使えるというか何ていうのかな、信用できるような証拠なのか、うまく言い逃れようとしてやっているのかとか、そういう判断をする材料として、いろんな、私たちみたいな民間の人間が司法の方と一緒に話をしてやるというのは、すごく意義のあるやり方だと思います。

5 番

裁判員側からしますと、司法、身近になりましたし、日ごろ犯罪とは余り縁のないものと思っていますけれども、今、刑に服していなくても、刑務所から出てきた方がもしかして隣にすれ違っていたかもしれないということで、そういうことを想像するようになりまして、大变身近なものとして感じるようになりました。

私たちの場合は、最後の判決のときに裁判官の方が、ある意見に大変感心されてしまったので、それは今回の判決にとって裁判員裁判だったことがよかったのではないかなと思いました。

6 番

私の事件の場合は、裁判員は要らなかったと思います。内容がとても簡単

だったんです。それとあと，すごい裁判代がかかることを知り，とてももったいないなと思ったからです。

7 番

最初に，皆さんの常識で判断してくださいと言われましたので，常識ってどれが常識か分からないんですけども，裁判官の方々は専門職でやっておられると。我々はまあ専門じゃないですから，我々の常識でいいということですから，6人あるいは8人ですね，これはやっぱり多面的にあるんじゃないかな。私自身がそういうふうに参加して，やっぱりみんな意見違うんですね。いろんな見方しています。証人を，一人の方はその表情を見ているっていう。あのとき，こう動いたとかですね。そういうふうにいるんな方，いらっしゃいますんで，私自身もそこ感じたんで，裁判官の方もそういうことを感じてもらって，よりいい判決が出るようなことであればいいんじゃないかなと思いますし，お互いにもいいんじゃないかと思えますけどね。

司会者

それでは，もうこれまでの多くの発言の中で皆さん，もうお話になっていることかと思えますけども，もしこれから裁判員になる方にメッセージがあれば一言ずつ，ちょっと伺えたらと思うんですが。

1 番

決して無駄な意見というのではないと思うので，その選ばれた人の意見がですね。尻込みせず，堂々と正しい判断を下す場に参加してほしいと思います。

3 番

そうですね。必ずプラスになると思いますので，多くの方に参加していただきたいなと思います。

4 番

私もなるべく多くの方に参加してもらいたいと思います。まだ社会に出る前の状態の人たちの意見というのもすごく貴重だと思うし，仕事を退職され

て60代，70代とか，いろんな経験をされてきた方のお話もすごく重要だと思うので，幅広く皆さんに参加していただいたほうがいいと思います。

5番

いろいろ裁判員になることを心配されたりする方が多いと思うんですけども，実際には裁判官の方も本当によくお心遣いいただきまして，余りそう私たちの大きな負担や気になることもなく，刑を決める場合でも，刑の以前の例などを示してくださって，法律の知識がなくてもどうにか一緒に進んでいけるものですので，ぜひ経験していただきたいと思います。

6番

体調管理とあと家族の理解を得るとのことだと思います。そういうことを裁判員の方に言いたいです。

7番

やりたいと思っても，これ，やれないんですね，抽選ですから。ですから，候補になれば，どんどんチャンスと思ってやられたらいいんじゃないかな。特に若い人に経験されると，いろんな見方，その他，人生にプラスになると思います。ぜひお薦めしますじゃないですけど，当たったら非常にいいんじゃないかというふうに思っております。

司会者

それでは，時間も参りましたので，本日の意見交換会はこの辺で終わらせていただきたいと思います。

本日，お忙しい中をおいでいただきまして，非常に貴重な意見が伺えたと思います。いろいろな，裁判所にとっても，検察官，弁護人にとっても日々の活動の上で非常に参考になる御意見がたくさん，今日は何えて有意義だったと思います。本日はまことにありがとうございました。

以上